

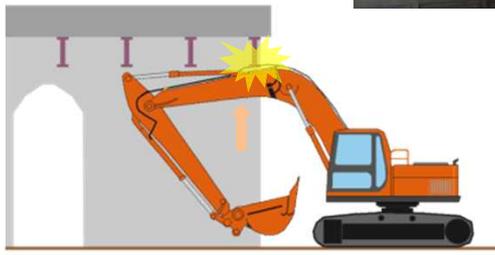
重機操作に伴う事故が発生しています！

バックホウ等の重機作業において、作業員の不注意や不安全な操作により事故が発生しています。

バックホウのブーム操作で橋桁接触

【事故概要】

橋梁下部工事において、橋梁桁下で停止していたバックホウを移動させようとした際、不注意によりブームを上げたことから橋梁に接触、鋼製橋桁の下フランジを損傷させた。ただし、現道交通には影響はなかった。上部の視認不足によりブームを操作したことが原因と思われる。



バックホウの用途外使用により操作員負傷

【事故概要】

道路改良工事において、施工箇所を測量するにあたり、支障となる伐採木をバックホウにて移動させようとしたところ、バックホウ旋回時に伐採木がバケットから滑り落ち、運転席前面のガラスを突き破り、運転席に飛び込んできた。その際、伐採木が操作レバーに接触してしまい、バックホウが急激に旋回。それにより伐採木と座席との間にバックホウ操作員の左足が挟まれ、負傷した。バックホウの用途外使用により不安全な操作を行ったことが原因と思われる。



①伐採木をバケットに載せバックホウを旋回



②伐採木がバケットから滑り落ち、運転席に飛び込み、操作レバーに接触

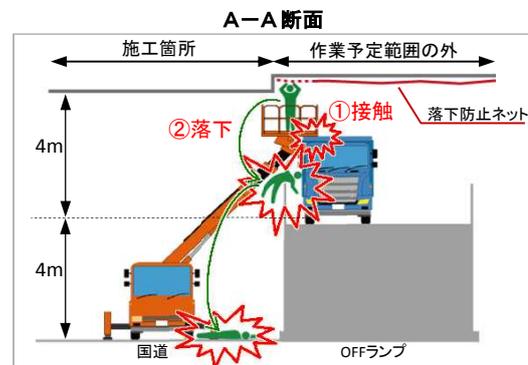
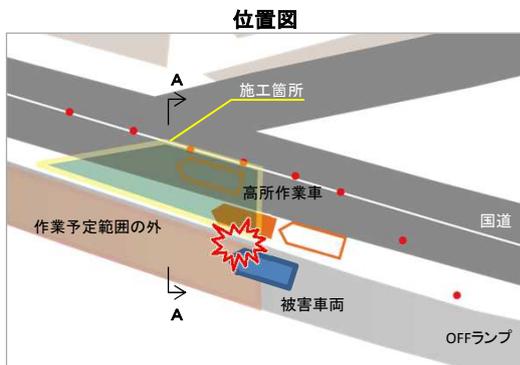


③車体が急激に旋回し、伐採木がオペレーターの左足を圧迫

高所作業車のブームを規制区域外に伸ばし一般車と接触

【事故概要】

橋梁補修工事において、高架下の一般国道上で高所作業車を使用して足場仮設を実施。当該作業が早く終わったことから、前日の作業でやり残していた隣接OFFランプ上部の高架下養生ネットを設置しようと高所作業車ブームをOFFランプ上に伸ばしたところ、OFFランプを走行していたダンプトラックと接触。バケットに乗っていた作業員が落下し、負傷した。作業員の独断により、予定外の作業となる規制区域外での作業を行ったことが原因と思われる。



重機・機械使用における留意点

- 重機のアーム・ブームやダンプの荷台等と架空線や橋梁桁との離隔の確認を確実に行いましょう。
- 安全大会や安全教育訓練を通じ、重機・機械の操作に関する注意事項の周知・徹底を行いましょう。
- 全ての作業について使用する重機・機械の能力・用途などを検討し、作業計画書を作成するようにしましょう。
- 作業計画書を用いて、作業工程、重機・機械の適切な使用方法、作業者同士の合図方法を関係作業者に周知・徹底してから作業を行うようにしましょう。
- 規制外区域での重機による作業は危険であるため、作業前における作業区域の確認を徹底しましょう。



フルハーネス型墜落制止用器具に係る特別教育について



労働安全衛生規則等の改正により、平成31年2月1日以降、「高さが2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型墜落制止用器具を使用して業務を行う場合」は、特別教育を受講することが必要となります。

厚生労働省の「墜落制止用器具に係る質疑応答集」より、条件等を以下に抜粋します。

特別教育が必要となる作業について

- 高所作業車のバスケット内の作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。なお、高所作業車のバスケット内で作業する場合であっても、高さが6.75mを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられます。
- 高さ2m以上の箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を着用して「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

特別教育の科目と省略条件の対応について

フルハーネス型墜落制止用器具の使用などに関して、十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能となります。

科目		条件	フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事※した経験を有する者	胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事※した経験を有する者	ロープ高所作業特別教育受講者または足場の組立て等特別教育受講者
学科科目	I 作業に関する知識		省略可能	省略可能	受講必要
	II 墜落制止用器具に関する知識		省略可能	受講必要	受講必要
	III 労働災害の防止に関する知識		受講必要	受講必要	省略可能
	IV 関係法令		受講必要	受講必要	受講必要
科実技	V 墜落制止用器具の使用方法等		省略可能	受講必要	受講必要

※高さが2m以上の箇所での作業であれば、作業内容に限定はありませんが、「6月以上従事した経験」に該当するためには、継続的にその作業に就いている必要があります。

特別教育の実施者について

- 事業者が自ら特別教育を実施するのは差し支えありません。
- 特別教育の講師要件はありませんが、特別教育の科目について、十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- 事業者は、特別教育を行った時は、当該特別教育の受講者、科目などの記録を作成し、これらを3年間保存しなければなりません。

参考文献：厚生労働省「墜落制止用器具に係る質疑応答集」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000406617.pdf>)

ご不明の点などはお近くの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



気象情報を活用しましょう



- 「事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。（安衛則522条）」と定められています。インターネットやテレビ・ラジオ・アプリ等を活用して、最新の気象情報の入手に努め、安全な環境下で作業を行いましょう。
- 異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しましょう。